

# サービス体系別加算に係る説明会（就労移行）

この説明資料は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十一号）等を基に作成し、加算等の主な要件を記載していますが、すべてを網羅しておりませんので、詳しくは別途法令等を確認ください。

## 0．共通事項

### 加算等報酬に関する届出の時期

原則 毎月15日以前に届出 翌月から算定

毎月16日以降に届出 翌々月から算定

原則外 減算あるいは加算要件を満たさなくなった場合は届出の時期にかかわらず、該当月から変更して算定

行政機関側（国・県）の事情等により届出ができない場合は遡って適用することがある

例 就労移行支援体制加算（ ）～（ ）については、4月以降でない「就労移行実績」等が確認できないことから、確認できた時点から速やかに届出をすることにより、4月分から加算適用とする。

### 多機能型事業所の定員規模

例 就労移行支援10名、就労継続支援B型20名の多機能型事業所の場合  
定員規模 21名以上40名以下

## 1．本体報酬

事業所を運営するために基本的に必要な経費に対する報酬。

要件：前年度の平均利用者数に応じ、必要な人員を配置。（参照 p13 参考 ）

人員配置 （利用者：従業者）	従業者の 対象職種
6：1	生活支援員 職業指導員
15：1	就労支援員

新規事業所、障害者共同作業所から新体系に移行した事業所については、平均利用者数は定員の9割とする。

人員配置基準を満たさない場合は、「職員欠如の減算」となる。

3月間の平均利用者数が定員の125%を超えた場合は、「定員超過の減算」となる。（p13 参照 参考 ）

1日の利用者数が定員の150%を超えた場合は、「定員超過の減算」となる。（当該日のみ）

対象：利用者全員（支給決定が必要）

確認：生活支援員等人員配置「C」欄が基準値以下（p10～12 参照）

就労支援員人員配置「L」欄が基準値以下

## 2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

視覚・聴覚言語障害者が30%以上いる事業所において、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置することに対する加算。

要件：対象となる視覚・聴覚言語障害者の割合が前月の実利用者数の30%以上。（p14 参照 参考）

	身体障害者手帳	その他
視覚障害者	1級または2級	日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる者
聴覚障害者	2級	日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる者
言語障害者	3級	

「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の30%が視覚障害者等）に該当するか否かを計算する。この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。

前年度の平均利用者数に応じ、本体報酬で配置した人員に加え、さらに（前年度の平均利用者数）×1/50人以上の人員を配置。（p14 参照 参考）

視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置。

	専門性を有する者
視覚障害者	点字指導員、点訳者、歩行支援員等
聴覚障害者 言語障害者	手話通訳者等

### 多機能型事業所の場合

多機能型事業所において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等が30%以上であり、当該多機能型事業所等の（前年度の平均利用者数）×1/50人以上の人員を配置していること。

対象：利用者全員

変更：前月に要件を満たせば、当該月15日までに届出することにより、当該月から加算適用とする。

前月に要件を満たさなくなれば、届出の有無にかかわらず当該月から加算の対象外とする。

確認：対象の有無  $(\text{対象者数}) \div (\text{実利用者数「H」欄}) \times 100 \geq 30\%$

要件の有無  $(\text{基準上の必要職員数「B」欄}) + (\text{前年度の平均利用者数「A」欄}) \times 1/50$   
(生活支援員等の総数「D」欄)

### 3. 就労移行支援体制加算

利用者を一般就労に結びつけた実績に対する加算

要件：前年度の一般就労実績が定員の一定割合以上。（参照 p14 参考）

$$\begin{aligned} & (\text{前年度一般就労者数}) \div (\text{前年度定員}) \times 0.8 + \\ & (\text{前々年度一般就労者数}) \div (\text{前々年度定員}) \times 0.2 \end{aligned}$$

就労移行支援体制加算( 1 )	5 %以上 15 %未満
就労移行支援体制加算( 2 )	15 %以上 25 %未満
就労移行支援体制加算( 3 )	25 %以上 35 %未満
就労移行支援体制加算( 4 )	35 %以上 45 %未満
就労移行支援体制加算( 5 )	45 %以上

一般就労実績とは、一般就労した後6月超継続して勤務していること。

A型事業所への移行も加算対象となるが、同一法人内での移行は加算対象外。（新Q & A 3-1 問 1-3）

前年度に新設し、前年度実績のみでも、0.8 倍で計算（H21.6.18 厚生労働省障害福祉課就労支援係確認済）

一般就労した後、6月以上、職業生活における相談等の支援を継続。

対象：利用者全員

変更：1年間変更不可

確認：（就労移行支援事業定着率「P」欄） 5%

#### 4. 初期加算

サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することに対する加算。

要件：初めて当該事業所でサービスの利用開始した日から30日間の利用日。

なお、この場合の「30日間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となる。

月日	利用実績	月日	利用実績	月日	利用実績
4 / 1	出(初日)	4 / 1 1	出(初日)	5 / 1	出(初日)
2	休	1 2	休	2	休
3	出	1 3	出	3	休
2 9	出	2 9	休	3 0	出
3 0	出	3 0	休	3 1	出
		5 / 1	出		
		5 / 1 0	出		
		1 1	出		
請求日数	4日	請求日数	4日	請求日数	2日
対象期間	4/1～4/30	対象期間	4/11～5/10	対象期間	5/1～5/30

対象：新たにサービスの利用を開始した者のみ

#### 5. 訪問支援特別加算

利用者の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該事業所におけるサービス等の利用に係る相談援助等を行うことに対する加算。

要件：サービス提供に関する記録をしている。

( 1 )	所要時間1時間未満
( 2 )	所要時間1時間以上

個別支援計画等に基づき実施している。

連続して5日間以上サービスの利用がない。

1月に2回を限度としている。

対象：訪問支援を行った利用者

## 6. 利用者負担上限額管理加算

利用者の負担上限額の管理を行うことに対する加算。

要件：当該事業所以外に他の事業所を利用している。

上限額管理 事業所利用	他 の 事業所利用	利 用 額	加算算定 の 可 否
あり	あり	関係なし	可
あり	なし		否
なし	あり		可
なし	なし		否

対象：上限額管理をした利用者（支給決定が必要）

## 7. 食事提供体制加算

利用者に食事を提供する体制を整えることに対する加算。

要件：（施設内で調理する場合）

食事提供できる設備を整えている。

食事提供できる人員配置をしている。

直営 調理員配置 2時間/日程度

生活支援員等との兼務は可だが、常勤換算でしっかりと分けて考える。

委託 当該事業所の責任者配置

（施設外で調理する場合）

クックチル、クックフリーズもしくは真空調理により、調理を行う過程において急速冷却もしくは冷凍したものを再加熱して提供またはクックサーブにより提供している。

運搬手段等について衛生上適切な処置をとっている。

対象：食事提供した利用者（支給決定が必要）

## 8．精神障害者退院支援施設加算

精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者等に対して、居住の場を提供したことに対する加算

要件：指定基準（参照：1．本体報酬）以上の人員配置。

精神障害者退院支援施設加算（ ）	夜勤1名以上
精神障害者退院支援施設加算（ ）	宿直1名以上

一定の事業所、居住要件。

	事業所 利用定員	居住部屋 定員	居住部屋 床面積	必要な設備
病床転換型	20人以上60人以下	4人以上	6㎡以上	浴室、洗面設備、便所等
上記以外	20人以上30人以下	原則 個室	8㎡以上	

「病床転換型」とは、病院の建物内の医療法に規定する精神病床を転換して設けられたものをいう。

対象：対象利用者のみ（支給決定が必要）

変更：要件を満たせば、届出原則に従って届出

## 9．福祉専門職員配置等加算

福祉専門職員を配置し、サービス提供を行うことに対する加算。

要件：配置した人員のうち、有資格者（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士）常勤者、勤続3年以上の者が一定割合以上いる。（p15 参照 参考）

	要件		対象職種
福祉専門職員配置等加算（ ）	常勤者のうち有資格者の常勤換算 ÷ 常勤者の常勤換算	25%以上	生活支援員
福祉専門職員配置等加算（ ）	常勤者の常勤換算 ÷ 従業者の常勤換算	75%以上	
	常勤者のうち勤続3年以上の者の常勤換算 ÷ 常勤者の常勤換算	30%以上	

福祉専門職員配置等加算（ ）を算定する場合は、福祉専門職員配置等加算（ ）は算定できない。

福祉専門職員配置等加算（ ）については、2つの要件のうちいずれかを満たせば算定できる。

### 多機能型事業所の場合

基本は、サービスごとに上記の要件を満たすこと。

ただし、あるサービス（例 生活介護）では要件を満たしているが、別のサービス（例 就労継続支援B型）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしている時は、事業所全体を加算の対象とする。

また、あるサービス（例 生活介護）では要件を満たしているが、別のサービス（例 就労継続支援B型）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしていない時は、要件を満たしているサービス（例 生活介護）のみ加算の対象とする。

### 従たる事業所がある場合

基本は、それぞれの事業所ごとに上記の要件を満たすこと。

ただし、ある事業所（例 主たる事業所）では要件を満たしているが、別の事業所（例 従たる事業所）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしている時は、事業所全体を加算対象とする。

また、ある事業所（例 主たる事業所）では要件を満たしているが、別の事業所（例 従たる事業所）では要件を満たしていない場合で、事業所全体で要件を満たしていない時は、加算対象としない。

対象：利用者全員

変更：職員を新規採用する等で新たに加算の対象となる場合は、届出の原則に応じて変更可能。

職員の退職等により加算対象でなくなった場合は、人員補充がなされなければ届出の有無にかかわらず、退職の翌月から加算の対象外となる。

確認：「E～G」欄が一定割合以上

## 10. 欠席時対応加算

利用者が利用を予定していた日に急病等によりその利用を中止した場合に、連絡調整・相談援助等を行うことに対する加算。

要件：欠席に関する記録をしている。

欠席連絡のあった日

連絡してきた相手

連絡を受けた対応者

欠席の理由

当日の利用者の状況

次回の利用日 等

2 営業日前までの間に利用中止の連絡があった。

例 1日に1週間休むと連絡があった場合

当日（1日）と2日、3日は算定可能。

4日以降は算定できない。

1月に4回を限度としている。

対象：利用を中止した利用者

## 11. 医療連携体制加算

医療機関等との連携により、看護職員による看護の提供を行ったことに対する加算

要件：医療機関等との委託契約の締結。

医療機関等の医師から看護職員が看護の提供に関する指示を受けていること。

看護の提供上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は事業所等が負担すること。

1人の看護職員に対し看護を受けた利用者は8名以内。

医療連携体制加算( )	利用者 1
医療連携体制加算( )	利用者 2以上8以内

医療行為の対象者が1名いれば、医療行為以外のサービスを受けた者も加算の対象。  
看護行為等について個別支援計画に位置づけられていること。

対象：看護を受けた利用者

## 12. 就労支援関係研修修了加算

就労支援員が研修を受講することにより、より質の高い就労移行支援サービスを提供することに対する加算

要件：就労支援員が就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有する。

地域障害者職業センター（滋賀県障害者職業センター）が実施する研修または第1号職場適応援助者研修の受講。

就労移行支援体制加算の対象事業所。（前年度に一般就労実績が定員の5%以上あること。）

非常勤の就労支援員が要件を満たしていても加算対象。（新Q & AVOL1問10-4）

対象：利用者全員

変更：職員の研修受講等で新たに加算の対象となる場合は、届出の原則に応じて変更可能。

職員の退職等により加算対象でなくなった場合は、要件を持つ人員補充がなされなければ届出の有無にかかわらず、退職の翌月から加算の対象外となる。

### 13. 施設外就労加算

一般就労への移行や工賃の引き上げに有効な施設外就労を行うことに対する加算

要件：施設外就労を行うユニットは従業者1名に対し、利用者3名以上で、人員配置が本体報酬と同等以上。

多機能型事業所の場合は、それぞれのサービスで従業者1名に対し、利用者3名以上が必要。

1日に施設外就労を行っている利用者数は利用定員の70%以下。

利用者は最低2日は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う。

施設外就労の実施を運営規程および個別支援計画に位置づけ。

施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約締結。

緊急時の対応をとる体制整備。

対象：施設外就労を行った利用者





